（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年六月十八日に東京で

フィリピン共和国

外務長官　アルベルト・ロムロ

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使　桂誠閣下

○外務省告示第三百六十一号

平成二十一年五月二十六日にディリで、ベモス－ディリ給水施設緊急改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年六月十七日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　ベモス－ディリ給水施設緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億九千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　北原巖男在東ティモール大使

東ティモール側　ジョゼ・ルイス・グテーレス副首相兼外務大臣代行

平成二十一年七月六日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百六十二号

平成二十一年六月十九日にニューデリー（インド）で、第三次橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十四億九千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　堂道秀明在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル在インドブータン大使

平成二十一年七月六日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百六十三号

平成二十一年六月二十二日にポルトープランスで、ハイチ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハイチの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むハイチの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　大竹庄治在ハイチ臨時代理大使

ハイチ側　アルリッチ・ニコラ外務・宗務大臣

平成二十一年七月六日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百六十四号

平成二十一年六月二十三日にカトマンズで、シンズリ道路建設計画（第三工区）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シンズリ道路建設計画（第三工区）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四十三億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　水野達夫在ネパール大使

ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官

平成二十一年七月六日

外務大臣　中曽根弘文

○厚生労働省告示第三百四十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月六日

厚生労働大臣　舛添　要一

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更の日
財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	武田　裕治	平成二十一年四月一日
	村木　壽	

○厚生労働省告示第三百四十八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）であるくらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員養成課程について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月六日

厚生労働大臣　舛添　要一

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
くらしき作陽大学食文化学部食産業学科食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員養成課程	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員養成課程	平成二十一年四月一日

○厚生労働省告示第三百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月六日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第一に次のように加える。

1071　放射線治療装置用シンクロナイザ

附　則

第一条　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の改正規定中「1071　再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ　」を「1072　再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ　」に改める。

附則第二条第一項中「別表第一の1071及び1072」を「別表第一の1072及び1073」に改める。

第二条　薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズの一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

本文の改正規定中「別表第一の1071及び1072」を「別表第一の1072及び1073」に改める。